

# 経過措置期間が令和9年3月31日に終了する事項について

介護保険報酬改定において、令和9年3月31日に経過措置期間が終了する事項は以下のとおりです。なお、詳細は厚生労働省令等を必ず確認し基準を遵守してください。

## 1 複数サービス共通

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 協力医療機関との連携体制

介護施設は、入居者の病状の急変時等に相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関及び緊急時に原則入院できる体制を確保した協力病院を定めなければなりません。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定める（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。）。

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならない。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めること。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護  
認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護多機能型居宅介護  
（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

### 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び定期的に開催しなければならない。

### 高齢者虐待防止措置未実施減算（※減算は(介護予防)福祉用具貸与のみ）

事業者は、虐待の防止のために必要な以下の措置を講じなければならないとされています。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の設置・開催
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（年 1 回以上＋採用時）
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(介護予防)福祉用具貸与事業所において指定居宅サービス基準第 37 条の 2（虐待の防止）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとするものです。

また、基準を満たさない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出し事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告する必要があります。

## 2 各サービス

### 居宅介護支援

#### 主任介護支援専門員管理者の配置

居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければなりません。令和 3 年 3 月 31 日時点において管理者であった介護支援専門員は継続して管理者とすることができましたが、経過措置期間が終了しましたら主任介護支援専門員を配置していただく必要があります。経過措置期間終了を待たずに、主任介護支援専門員を配置することが望ましいとされています。

### (介護予防)居宅療養管理指導

#### 業務継続計画（BCP）の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないとされています。

- ① 計画の策定
- ② 従業者へ計画の周知
- ③ 必要な研修及び訓練を定期的実施すること
- ④ 定期的に計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと

### 口腔衛生の管理

入居者に対する口腔衛生の管理について、入居者の口腔の健康状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

- ① 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ② ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。

- イ 助言を行った歯科医師
- ロ 歯科医師からの助言の要点
- ハ 具体的方策
- ニ 当該施設における実施目標
- ホ 留意事項・特記事項

医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は②の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。